

保地第1270号  
令和2年8月31日

各部局長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部  
総括情報部長 大城 玲子  
(公印省略)

各事業者における「新型コロナウイルス感染症対策」の徹底について(周知依頼)

みだしのことについて、別添の通り各事業者に要請している対応について取りまとめましたので、貴部所管の関係団体及び事業者に対し広く周知いただきますようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策本部  
総括情報部総括チーム 赤嶺  
電話 098-866-2014  
FAX098-861-2888



## 各事業者における「新型コロナウイルス感染症対策」について

## 1 体調不良の職員への対応

職員（従業員）の健康状態を常に確認し、体調不良の職員は自宅療養させてください。

※社内で発熱した場合は、マスクを着用させたくて帰宅させる

※職員に対して自宅待機などを命じた場合、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を取ってください。

## ○症状が続く場合

次に掲げる場合、コールセンター（098-866-2129）やかかりつけ医にお問い合わせください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある方等）や妊婦の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・重症化しやすい方以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

## 2 職員に感染が確認された場合の対応

感染が確認された職員は感染症法に基づく入院等隔離が必要です。

事業者は、必要に応じて保健所の助言等により、事業所等の消毒を行います。

消毒のほか、家族、顧客への対応など不明な点については、最寄りの保健所へ相談してください。

また、各職場において事前に厚生労働省作成の下記参考資料等を参考に対応ルールを定め職員へ周知願います。

○新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール例（厚生労働省作成参考資料）

## ※参考：消毒の方法

- ・発熱者の執務エリア（机・いす等）の消毒（清拭）を行う
- ・消毒範囲の目安は、発熱者の執務エリアの半径2 m程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う
- ・アルコール消毒液（70 %～80 %）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05 %）を用いる
- ・消毒の際は適切な個人保護具（マスク・手袋等）を用いること

## 3 退院後の対応

- ・保健所からアドバイスを受けたうえで、退院後4週間程度は一般的な衛生対策に加え健康観察を行い、飛沫感染を予防するためにマスク着用を義務づけ、体調を確認しながら

復帰させます。

- ・診療に過剰な負担がかかり医療機能が低下することを避けるためにも、復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、復帰する職員に「陰性証明や治癒証明書」の提出を指示することは控えてください。

#### 4 職員が濃厚接触者となった場合

- ・保健所が実施する調査により、職員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の助言に従い感染防止の措置を講じることになります。保健所からは14日間の外出自粛・健康観察が求められます。(PCR検査の結果が、陰性だった場合でも最終接触日から14日間の外出自粛・健康観察が必要です。)
- ・保健所の要請に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行います。

## 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取り組み事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内イントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること
  - (1) PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、PCR検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む。）。
  - (2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
  - (3) 健康情報の取扱は、必要最小限の関係者に限るものとする。
    - ※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱いを行う関係者を定めることとする。
- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること  
労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取図を準備しておく。
- 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること  
職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。
  - (1) 消毒を行う場所
    - ① 陽性者等の執務室  
パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所
    - ② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース  
食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所
  - (2) 使用する消毒液及び使用方法  
陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。
  - (3) 消毒時に使用する保護具  
清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を保護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでなくても差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。
  - (4) 消毒後の手指の衛生  
消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。